

「武蔵野大学ボランティアセンター ボランティア情報の取扱いに関するガイドライン」

202407 改定

1. ボランティア情報の取扱い方針

武蔵野大学ボランティアセンターでは、以下の（１）から（５）の全てに該当し、本センターにて認められたボランティア団体のみ団体登録をいたします。

※個人の登録は受け付けておりません。

- （１）団体の構成員が５名以上であること。
- （２）団体の責任者及びボランティアの募集や受入れの担当者が明確であること。
- （３）１年以上の活動実績があり、実績が確認できる書類を提出できること。
- （４）団体の規約、役員名簿、収支報告書等の組織運営に関する書類を提出できること。
- （５）本ガイドラインに規定されたすべての項目に同意できること。

2. 紹介できる活動

本センターでは以下の（１）から（６）のすべてに該当し、団体登録が認められたボランティア団体の活動を在学生に紹介します。

- （１）学生本人の意思で参加できる活動
- （２）営利を目的としない活動
- （３）公益性及び公共性の高い活動
- （４）活動にあたり、安全性に問題がないと判断される活動
- （５）受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応がされる活動
- （６）学生が行う取り組みとして、本センター運営委員会が適当だと判断した活動

3. 取り扱わない活動

本センターでは、参加する学生の安全・安心を考え、以下のいずれかに該当する活動については取り扱わないこととします。

- （１）各種法令に反する活動
- （２）公序良俗に反すると判断される活動
- （３）反社会的勢力が関係する活動
- （４）政治活動や建学の精神に関係のない宗教活動に関する内容を含む活動 ※1
- （５）営利を目的とした活動
- （６）有償の活動（交通費・食費など費用弁償程度の支給は無償とみなす）
- （７）本来有資格者によってなされるべき活動（例：業務独占資格である看護師業務等）
- （８）危険が伴う活動（車、バイク、自転車等の運転等含む）
- （９）精神的・肉体的苦痛が心配される活動
- （１０）人命にかかわることが予想される活動（水泳監視、ベビーシッター、病人介護等）
- （１１）当事者と学生ボランティアだけでおこなう活動（危機管理体制が不明瞭な活動）
- （１２）その他、学生が行う取り組みとして不適当と判断される活動

※1 武蔵野大学ボランティアセンターが認めた活動は除きます。

「武蔵野大学ボランティアセンター ボランティア情報の取扱いに関するガイドライン」

202407 改定

4. ボランティア受入れ団体との申し合わせ

ボランティア受入れ団体と本学ボランティアセンターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認いたします。

- ・参加申込をした学生に対し活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動を開始すること。
- ・活動を開始する前に、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動が始まった後には、必要に応じて研修や支援等を行うこと。
- ・ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこと。
- ・学生がボランティア活動を行う際には、参加申込をした学生がボランティア保険に加入していることを確認してから活動を開始すること（団体としてボランティア保険に加入する場合も含む）。
- ・活動時間は、休憩を入れて1日8時間、週28時間を超えないこと（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠）。
- ・22時以降の深夜活動をさせないこと。
- ・活動中に知り得た個人情報その他秘密について、正当な理由なく第三者に漏洩しないこと。
- ・センターにてボランティア活動を単位認定する場合、必要に応じて活動証明書の発行もしくは本学指定の「ボランティア活動報告書」へ記名押印またはそれに代わる正式な書類を提出できること。

5. 免責

本学ボランティアセンターで紹介するボランティア活動により、何らかのトラブルが発生した場合、当センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

6. 受付方法（新規団体登録・活動登録申請）

ボランティアの募集を希望される場合は、以下の手続きが必要となります。

申請書と必要書類を添えて、原則メールにて申請してください。

（1）新規登録の場合

①様式1【新規登録】武蔵野大学ボランティアセンター団体活動登録申請書

②必要書類の送付

✓	申請書類（新規団体登録）
☐	様式1【新規登録】武蔵野大学ボランティアセンター団体活動登録申請書 Excel
☐	団体規約
☐	役員名簿
☐	収支報告書
☐	活動実績報告書（過去実績が分かる資料）
☐	②活動登録申請書 「活動予定一覧（イベント名）」にご記入いただいたイベント詳細ポスター、学生案内文等 ※活動が未定の場合は、確定後にご連絡ください。

「武蔵野大学ボランティアセンター ボランティア情報の取扱いに関するガイドライン」

202407 改定

(2) 団体登録済みの活動登録について

既に本学センターへの団体登録が承認されている団体については、再度団体登録を行う必要はありません。

学生周知を希望する事案（計画）について、以下の資料をメールでお送りください。

①様式2【登録済団体用】武蔵野大学ボランティアセンター団体活動登録申請書 Excel

②必要書類の送付

✓	申請資料（既登録済団体）
☐	様式2【登録済団体用】武蔵野大学ボランティアセンター団体活動登録申請書 Excel
☐	上記申請書②活動登録申請書 「活動予定一覧（イベント名）」にご記入いただいたイベント詳細ポスター、学生案内文等

(3) 承認通知

本学センターでの登録承認が得られましたら、本学ボランティアセンターより E-mail もしくはお電話にてご連絡をいたします。

7. 登録に関するお問い合わせ（申請書類送付先）

申請書類は原則メール（データ）にてお送りください。難しい場合、郵送での受付も可能です。

【登録に関するお問い合わせ】武蔵野大学ボランティアセンター（平日 8:45～17:00） 募集・活動を想定されている最寄りのキャンパス担当までお問い合わせください。	
メール【共通】 v_center@musashino-u.ac.jp	
有明キャンパス	武蔵野キャンパス
〒135-8181 東京都江東区有明三丁目3番3号 武蔵野大学 学生支援課内ボランティアセンター 宛	〒202-8585 東京都西東京市新町一丁目1番20号 武蔵野大学 武蔵野学生支援課内ボランティアセンター 宛
TEL：03-5530-7334	TEL：042-468-3353